

平成 18 年 1 月 23 日

各 位

会 社 名 東 洋 合 成 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 木 村 正 輝
(J A S D A Q コード番号 4970)
問 い 合 わ せ 先 専 務 取 締 役 春 田 雅 彦
電 話 番 号 047-327-8080 (代 表)

千葉工場周辺での地下水汚染について

当社千葉工場（千葉県香取郡東庄町）周辺の民家 2 件の井戸水で当社が原因と思われる汚染が発生いたしました。この経緯と対応策等について下記のとおりご報告いたします。

記

1. 経緯

平成 15 年 8 月、環境保護対策の一環として当社千葉工場内で地下水汚染の状況を調査したところ、工場構内の井戸水から 1,4-ジオキサンが検出されました。その原因は、過去において廃ジオキサントankのオーバーフロー等により工場敷地内に 1,4-ジオキサンを漏洩させたことが一因と思われます。

県、町などの行政に報告するとともに、観測井戸の設置や一部近隣井戸水の調査など継続的な調査を実施し、また、バリア井戸設置による浄化作業並びに工場敷地外への漏出防止を進めてまいりました。

これらの対策並びに調査の結果、工場敷地内地下水のジオキサン濃度低下がみられ近隣井戸水からは検出されていないことを確認しておりましたが、範囲を拡大して調査したところ、平成 17 年 12 月、当社千葉工場に隣接する民家等の井戸水 8 ヶ所のうち 2 ヶ所から水道法による基準値（基準値 0.05 mg/L 以下）を上回る 1,4-ジオキサン（0.5 mg/L と 0.07 mg/L）が検出されました。

検出された民家 2 ヶ所については、当社負担により水道水への切替えを行ないました。

2. 今後の対応

調査範囲の拡大と調査頻度を高めるとともに、検出された井戸水の浄化作業、継続的なモニタリングを実施してまいります（現在までの調査では基準値を超える 1,4-ジオキサンは新たに検出されておられません）。

3. 健康への影響について

1,4-ジオキサンは土壤汚染対策法等の規制対象外ではありますが、平成 16 年 4 月 1 日施行の水道法改正により新たに水質基準値が設けられた物質であります。

米国環境保護庁の研究では、0.03 mg/L の 1,4-ジオキサンを含んだ飲料水を一生飲み続けたときの発ガン性リスクは 10 万人に 1 人の割合以下とされ、直ちに人への健康被害はないといわれております。

4. 再発防止に向けた取組み

地下水汚染の原因となった漏洩再発防止策として、1,4-ジオキサンを取扱う全工程（入荷～出荷）で漏出可能性箇所の点検と徹底した見直しを実行するとともに従業員の再教育を実施いたしました。さらに、土壌汚染の未然防止対策として工場タンクヤード内でのコンクリート打ちを実施いたしました。

今後とも再発防止に向けた取組みを継続してまいります。

以上